

Research

2026.1st

特集 「公共」を検証する

特別企画 「公共」を検証する①

パネル対談：新科目「公共」の創設から現在までを振り返る

～どのような取り組みと工夫ができたか？できなかったか？～ 2

教科書 Research（令和8年度教科書）…………… 11

高校生向け法教育リーフレット

「18歳を迎える君へ」がデジタルブックに!!…………… 12



清水書院

本社 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-11-6

営業部 TEL 03-5213-7151 FAX 03-5213-7160

編集部 TEL 03-5213-7155～6

大阪支社／札幌営業所／九州出張所

URL <http://www.shimizushoin.co.jp>



Researchのバックナンバーへ
アクセス▶



「公共」を検証する① パネル対談

新科目「公共」の創設から 現在までを振り返る

～どのような取り組みと工夫ができたか？
できなかったか？～



中央左から：澤田浩一（國學院大学）・橋本康弘（福井大学）×

（2026年3月7日 九段会館サクラテラス）

画面左：金子幹夫 荒木秀彦 画面右：埴枝里子 外側淳久

編集部： 本日は大変お忙しい年度末のお時間にお集まりいただき、ありがとうございます。弊社の販促冊子「リサーチ」の特別企画ということで、「「公共」を検証する：新科目「公共」の創設から現在までを振り返る～どのような取り組みと工夫ができたか？ できなかったか？～」

というテーマで、実際にご授業されている先生方にご授業の報告とともにお話し合いをいたしたく、皆様にお集まりいただきました。

それではまず、本企画の立案者である、福井大学の橋本先生から今回の企画についてご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

福井大学 橋本康弘（以下、橋本）

： みなさん、よろしくお願いいたします。福井大学の橋本です。平成30年告示の学習指導要領で新たに設置された科目「公共」ですが、この「公共」について振り返るといって、考えるということをしたいなと、個人的に思っていて、提案させていただきました。それは、「公共」が始まって丸4年かな。ちょうど一回りしたところだと思うんですけど、「現代社会」を廃止して新たに作られた科目ということもあり、かつ「現代社会」が昭和57年に開設をされていたということで、それ以降、特に公民科に関しては単元数の割り当てなどの変化

はありましたが、大きな改革というようなことは行われてこなかったわけですが、今回、大きな改革が行われて、新たな科目である「公共」が創設されたというところがあったかと思います。

▶「公共」という科目の特徴

橋本： 「公共」の科目としての特徴はいろいろあるわけですが、教育の目標として、そのいわゆる知識の習得ということだけではなくて、活用を重視するというのが一つあります。資質能力の育成の重視というところもありますね。あと、消費者、金融、起業、雇用、安全保障、労働などなど、現代社会の諸課題を取り上げて、その解決の在り方を考える。その際には一人で考える、まとめるということだけではなくて、他者と協働しながら考察したり、考えを広げていくといったような、こういう特徴がある科目というところが「公共」かと思っています。

つまり市民性育成とか社会問題感科というような要素を持った科目といえるでしょう。また、主権者を育てるといったような主権者教育としての側面、かつ開かれた教育課程ということがこの間言われておりますので、外部連携ですね。弁護士とか社労士、税理士、様々な士業さんとの関係、協働関係ですかね。そういうところで授業をしていくということも求められてきたかと思っています。憲法に関して言うと、憲法を教えるというよりは、憲法を基盤に置いて考えを深めていく、というところが特徴的なカリキュラムかというふうにも思います。

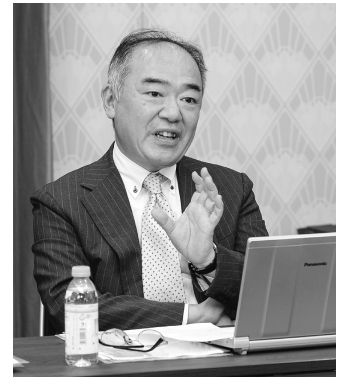
さらに思考実験ですね。特に大項目Aのところですが、重視をしているというところが特徴としてあります。いろんな要素を持った科目ができたというふうに考えられます。

学習指導要領全体でいうと、主体的、対話的な深い学びが重視をされてきているというところでは、教室の板書で、教科書の内容を書き取るということよりも、むしろディベートしたり、生徒同士が対話するといったようなことが重視をされてきているということがあったかと思います。

▶「公共」の授業を振り返る作業

橋本： そこで、ちょうど一回りしたということもあるので、こうした特徴を持った「公共」の授業実践

が学校現場でどのように捉えられてきたのかということと、先生方が何を重視されて「公共」の授業をされてきているのかといったようなことについて、振り返る作業ができた



らと思っています。また高校生の教育に資するということが大事なポイントですので、高校生にどういった資質能力を、この間、先生方が育成しようとしてきたのかということ、そしてそれを踏まえてどういった授業を作ってきたのかといったようなこと、かつそれに取り組まれた後、子供がそれをどう受け止めたのかということが重要なので、今日は特に授業を中心にしながら、教師、子供、そして研究者それぞれがそれぞれの立場でですね、それぞれの授業についてどういった意味づけをしていたのかといったようなことについて、かつそれらの授業がどういった発展性があるのかといったようなことについてもざっくばらんに議論できればいいのかなというふうに思いまして、企画を起こしたということになります。

最初の出発点は、「公共」が始まって一回りして、先生方が具体的にどんな実践をされてきたのかということですね。それをここで、共有できればいいのかなというふうに思っております。はい、以上でございます。

編集部： 橋本先生ありがとうございます。そうですね、「公共」が始まって一回りしまして、教科書も2026年4月から改訂版という形で、新たなものを使っていただくタイミングとなっているのも事実です。本冊子をお手に取っていただいた先生には、今回のこの企画でご報告いただきささまざまな授業実践のお話のなかで、新たに、こういう授業ができるかな、あるいはこういうふうに変えていくことができるかな、というところに視点を持っていただけると嬉しいです。ご登壇の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

編集部： それでは公共の科目内容の順番で、実践の

ご報告をお願いできればと存じます。最初に東京都立駒場高等学校の外側先生から、倫理分野を念頭においたご授業についてのご報告を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

都立駒場高校 外側先生（以降、外側）

： 東京都立駒場高等学校の外側淳久です。本日はよろしくお願いいたします。

東京都目黒区に位置する本校は、創立 120 年を超える歴史の中で、文武両道を重んじる校風を築いてきました。在籍する生徒たちは、総じて真面目で明るく、学校行事や部活動、そして日々の学習に対しても非常に前向きで、主体的に取り組む姿勢を持っています。

本校の公民科カリキュラムでは、高校 1 年次に「公共」を設置しています。その後、3 年次には文系必修科目として「政治・経済」を、さらに深く学びたい生徒に向けては「倫理」や「政治・経済」の自由選択科目を設けています。こうした 3 年間の学びの入り口となる 1 年次の「公共」では、単なる知識の習得に留まらず、生徒たちが社会の形成者としての自覚を持てるように奮闘しています。

▶ 社会学的視点と「公共」の理念

外側： まずは、私自身の根底にある「公共」観からお話しさせていただきたいと思います。私自身の専門は社会学ですが、といっても、学生時代から膨大な文献を読み漁るような、いわゆる「模範的な学生」だったわけではありません。今でも、専門家としての深い知見を誇れるようなタイプではないと自覚しています。しかし、授業を組み立てる際、常に自分のベースに流れているのは「社会学的な考え方」であると感じてきました。それをどう言語化すべきか

悩んでいた時、つい先日、勤務校に社会学の専門家をお招きしてご講演いただく機会がありました。その中で先生が語られた言葉が、まさに私が「公共」という科目を通して伝え



たかったことそのものであり、深く腑に落ちたのです。

その先生は、社会学という学問、そして現代を生きる姿勢について次にお話しされました。「社会とは、一言で言えば『当たり前』を作り出している仕組みである。社会学とは、その『当たり前』が作られる仕組みを理解し、さらには、世の中の『当たり前』を『当たり前』だとは思っていない人々に焦点を当てる学問である」「『正解のない時代』と言われて久しい現代で、かつてのように『これまでの通りにやっていたら間違いない』という時代は過ぎ去った。先行き不透明な社会の中で、私たちは自ら考え、選択し、その結果を自分自身で引き受けていかなければならない。その中で自立して生きていくために必要なもの。それこそが、社会に向けて『問い続ける力』ではないか」「社会が提示する『当たり前』を無批判に受け入れるのではなく、一度立ち止まって問いを立て、自分なりの答えを探究していく。そのプロセスを経て初めて、私たちは既成概念から解き放たれ、真の意味で『自由』になることができる」

このお話を伺った瞬間、私がこれまで授業でやろうとしてきたことが、鮮やかに言語化されたように感じました。「公共」とは、単に法や経済の仕組みを暗記する場ではなく、生徒たちが社会の「当たり前」に対して問いを立て、自分なりの答えを探究する力を養う場であると思います。これこそが、私がこれまで授業の中心に据えてきたものであり、この「公共」という科目を通じて生徒たちに手渡したい武器なのだと確信しました。

外側： 実は、私自身これまで「現代社会」や「政治・経済」「公共」を教えてきた時間よりも、「倫理」を教えていた時間の方が長く、そこで最も大切にしてきたのが「自由」という概念でした。かつて、勉強に対してなかなか前向きになれない生徒たちを前に、倫理を教える意味や、そもそも勉強の価値とは何なのかと深く悩んだ時期がありました。その時、苦野一徳先生の『勉強するのは何のため？』（2016年、日本評論社）という本に出会い、「勉強は人を自由にするためのものである」という考え方に触れ、目の前が拓ける思いがしました。私が「当たり前を疑うこと」にこだわるのは、それが自分自身を自由にする方法だと実感しているからです。かつて

私は、日常生活のふとした瞬間の些細な驚きや、社会や共同体の中にある古い価値観に触れる中で、「なぜ、こうでなければならぬのだろう？」という小さなしこりのような違和感を覚えることがありました。しかし、その仕組みを問い、多様な考え方に触れる過程で、私は自分を縛っていたものから、ふっと解放されるような感覚を味わいました。

教科書に登場する先哲たちは、その時代の「当たり前」に対するアンチテーゼを唱えたり、あるいは新しい価値観を創り出そうとしたり、自らの人生そのものを思想として結晶化させてきました。私は、こうした先哲の思想に触れること自体が、「自分ではない他者の世界の見え方」を知ることそのものと捉えています。そして、そうした他者の視点を取り込むことで、自分自身の世界の解像度が上がっていくのだと思います。世界の見方に彩りが増し、深みが生まれるという、私自身が実感した「問いを持つことで世界が広がり、自由になる感覚」を、新しい「公共」という授業で実現する、ということが、「公共」が始まる時の私の挑戦であり、その思いをもって、今日まで実践を続けてきました。

「公共」は、大項目Aの「公共の扉」はもちろん、それに続く政治・経済分野においても、多岐にわたって「当たり前」を問い直し、それを「当たり前」と思えない人々の世界を知ることができる可能性を秘めた科目です。この「社会に対して問いや疑問を持つこと」こそが、主権者教育における大前提の感覚であり、スキルであるとも考えています。「公共」が特定の考え方を絶対視せず、多角的な観点や対話を求めるのは、与えられた正解を覚えることよりも、「自ら答えを出そうとする姿勢」を重視しているからであり、だからこそ私は授業において、生徒たちが「見えているはずなのに気づけていないこと」や、一面的な価値観に隠れた別の側面をあえて自覚させる。そんな仕掛けを常に意識しています。

▶実践①：先哲の思想を現代の問題へつなげる 「思考実験」

外側：今回、義務論と帰結主義というところで授業報告を、というお話をいただいておりますが、そもそも私の授業では、「公共の扉」における様々な思想を「過去の仕組み・当たり前に対する、その時代を生きた人々の営み・考え方」として扱っています。

先哲の生き方や、世界の見方、それまでの社会の当たり前に対する疑問などに焦点を当てて授業を作っているわけです。

例えばアダム・スミスであれば、単に「自由放任」という用語を教えるのではなく、当時の「重商主義」への鋭い批判から、いかにしてあの思想が芽生えたのか、その文脈を紐解きます。また、資本主義が発展する影で生じた労働問題や、固定化された社会構造に強烈な違和感を抱いたマルクスの眼差しについても丁寧に扱います。さらに、全体主義という悲劇を前に、フランクフルト学派やアーレントが、いかにして理性の再構築を試みたのかなども扱っていきます。

「公共の扉」で扱う教科書の太字には、必ずその裏側に、既存の社会の在り方に抗い、問いを立てた先哲たちの葛藤があります。その葛藤を子どもたちと共有すること。これこそが私の授業づくりの根幹にあります。そして、その授業を展開していく中で、私は「思考実験」という手法を極めて重要なものとして位置づけています。

大項目A（公共の扉）として一気に思想史のみを終わらせるのではなく、先哲たちが抱いた葛藤と同様のものが現代社会にも見て取れる場合、私はそれを積極的にワークとして授業に組み込み、個々の概念を紐解きながら現代の政治や経済の諸課題へと同時進行で繋げていきます。この「往復」の中に思考実験を置くことで、複雑な社会課題の背後にある価値の対立や、問題の本質に迫ります。

例えば、大項目A（あるいはB）の民主国家の基本原則を扱う7～8時間の単元構成（次ページの単元指導計画の表をご確認ください）では、ロールズやセンの理論を政治の序論を扱う中での「自由と平等のバランスをどう取るべきか」「国家の役割とは何か」を考えるための「思考の枠組み」として使用します。「法と道徳」について扱う1時間では、まずヘーゲルの思想に触れます。彼の弁証法的発展や歴史観をベースに、「歴史とは、より多くの人々が自由を実現しようとする巨大な動きである」という視座を提示します。その上で、改正前の古い法律（例えば、かつての労働基準法や女性活躍推進法など）を提示し、当時の課題を考えさせます。その後、改正後の法を見ることで、社会制度や法が更新されることが「より多くの人々の自由」を実現していくプロセスであると実感させるのです。

そして、「人権」の項目では、単元の終盤にミルを位置付けます。「多数者の専制」への危惧や「他者危害原則」を元に、自由と責任の境界線をどこに引くべきかを問い直します。

つまり、全体として「公共の扉」（大項目A）の学習指導要領上の（2）と（3）を同時並行で展開している形となっています。法に関する部分については、一部大項目Bの内容も含まれますが、基本的には大項目Aの範囲内で授業を完結させているつもりです。

外側：今回メインテーマとしてお話をいただいた帰結主義と義務論は、自由権から社会権へと思想が展開していく歴史的な経緯の中で触れています。

授業としては1時間で取り扱い、まず導入として、資本主義の拡大に伴い貧困や失業が深刻化した時代に、伝統や宗教という「絶対的な権威」が揺らぐ中、誰もが納得できる「合理的な物差し」として功利主義が登場した意義を解説し、倫理学の二大潮流として「帰結主義（ベンサム的アプローチ）」と「義務論（カント的アプローチ）」の特徴と課題をまとめます（15分）。

そして、理論を整理した上で、阪神淡路大震災のドキュメンタリー映像を視聴します（15分）。題材は、

まだ「トリアージ」という概念が浸透していなかった当時の緊迫した医療現場です。重症患者の家族に非情とも思える「治療ストップ」を告げ、次の命へ向かう医師。その傍らで「医者としての無力感」に打ちひしがれ、数年経った今もお涙を浮かべる医師。この対照的な姿を提示し、生徒の思考を揺さぶることを目指します。最後に、思考実験として、映像を元に、双方の立場の根底にある価値観を言語化させるワークを行います（20分）。この言語化させるワークシートでは、質問に答えさせる形式をとっています。具体的なイメージを持っていただけるよう、ワークシートの例をご覧ください（次ページ）。ご参考になれば幸いです。

「一人の命を救うより、全体の命を優先した」という帰結主義的な論理と、「医師として目の前の命を救う義務がある」という義務論的な信念。生徒が先哲の理論という「枠組み」を使うことで、感情的な反応を超えて、何と何が対立しているのかという構造を明らかにします。

ただ、ここで私が最も注意して伝えているのは、「トリアージを決断した医師も、涙を流した医師も、決して二項対立では語れない」ということです。決断した医師の内側にも義務論的な苦悩があり、涙を流した医師も救命の効率性を無視したわけではない。

時間	学ぶこと	キーワード	主な思想家
1	政治・国家の役割	政治、国家、主権、公共、対立、協働、合意、公正、自由、責任	ロールズ、セン、ボーダン
2	民主政治の成立	民主政治、ボリス、絶対王政、王権神授説、ルネサンス、人間中心主義、市民革命、自由意志	ピコ＝デラ＝ミランドラ、マキャヴェリ
3	法の意義と変化	法、道徳、慣習、社会規範、法の一般性、法の明確性、公法、私法、社会法、自由、歴史、止揚	ヘーゲル
4	国家の正統性	法の支配、立憲主義、自然法、実定法、自然状態、自然権、社会契約、国民主権、権力分立	ホブズ、ロック、ルソー、クック
5	人権と自由の限界	基本的人権、自由、平等、多数者の専制、他者危害原則、参政権、少数者、個人の尊重	ミル、トックビル
6	自由権から社会権へ	自由権、社会権、産業革命、見えざる手、自由放任、夜警国家、福祉国家、労働の疎外、階級闘争	アダム・スミス、マルクス、ラッサール
7	よい社会の基準	功利主義、最大多数の最大幸福、帰結主義、義務論、動機、自律、正しさ	ベンサム、カント
8	民主主義の課題	国民主権、民主政治、市民、参政権、普通選挙、議会制民主主義、直接民主主義、多数決原理、多元主義、熟議、少数者の権利、合意形成	ルソー、ミル、ハーバーマス、アーレント、モンテスキュー

トリアージの是非をそれぞれの立場から考えよう

映像の視点

阪神・淡路大震災の医療現場では、限られた人員・時間・医療資源の中で、すべての命に同じように対応することが難しい状況があった。この場面を **積極主義** と **義務論** の二つの考え方を手がかりに考えてみよう。

① **積極主義の立場から考える** 積極主義の立場から見たとき、トリアージはなぜ正当化されるのか、
・何を最も重視している考え方が、その判断によって、どのような「よりよい結果」を目指しているのか

② **義務論の立場から考える** 義務論の立場から見たとき、トリアージにはどのような問題があるか、
・医師にはどのような義務があると考えられるか、トリアージにはどのような問題があると考えられるか

③ **自分の判断を考える**

それぞれの医師の内面にある葛藤を想像した上で、あなた自身はこの場面での最も重く考えるべきだと思うか、その理由と、もし捨てきれない別の価値があれば、それにも触れながら書きなさい。

振り返り : 今日の学びをまとめよう。加えて、さらに気になったことや疑問があれば書いてみよう

年 H 番 氏名

その「間」にある壮絶な葛藤を想像することが何より大切なのだと思っています。

生徒たちは、先哲の理論という物差しを使って、現実の事象を推測し、結論を導き出していくこととなりますが、この思考実験を繰り返すことで、「なぜこの対立が起きているのか」といった視座が、彼らの中で驚くほど解像度が高くなっていきます。思想を過去のものとせず、現代と切り離さずに同時進行で扱う「思考実験」を軸にしたアプローチが、生徒たちが今の社会を自分事として捉え直すために、大変有効であると感じています。

一方で、課題として残っているのは「義務」という概念の理解の難しさです。生徒にとって、カントの説く「何が義務なのか」を真に理解することは容易ではありません。当初はざらっと触れる程度に留めていましたが、最近ではここを丁寧に扱う重要性を痛感し、1学期の後半などで改めてカントをじっくり解説するようになっています。時間をかけて向き合うことで、生徒からはようやく「だから義務論なのか」「だからあの場面でこの判断になるのか」と、腑に落ちた様子の感想が出てくるようになります。もちろん、限られた授業時間の中でどこに比重を置

くかという「時数との戦い」は常にあり、今でも頭を悩ませる種の一つです。しかし、生徒の中に生まれるその確かな納得感に触れるたび、この時間は不可欠なのだと感じています。

▶ **反省と検証：ディベートが孕む「分断」の危うさ**

外側：「公共」の大項目A（生命倫理、憲法の基本的原理）や大項目B（政治・経済）を扱う際、私は詳細な知識を一方向的に教え込むのではなく、「主題（テーマ）」に重きを置いた活動中心の授業を展開しています。例えば、2学期の前半は授業のメインをディベートに充てています。主なディベートテーマは、大項目Aでは「積極的安楽死の法整備の是非」や「憲法改正の是非」。大項目Bでは、法・政治・経済の各領域から「死刑制度の是非」「フェイクニュースの規制」「正社員の解雇規制の緩和」など、現代社会の論点を選定しています。ここで私は、このディベートを単なる論戦ではなく、ハーバーマスやアーレントが重視した「対話」や「議論」、そして「合意形成」のプロセスそのものとして位置づけています。

授業の進め方としては、初期理解を図るステップとして、賛成・反対両陣営の立論担当者がクラス全員に向けて授業を行う形式を取り、十分な時間を割いて知識を共有させます。その後、生徒たちは自分たちの論点を整理し、ディベートに臨みます。この際、私が思考の基盤として活用させているのが、「公共の扉」で学んだ「幸福・正義・公正」や「帰結主義・義務論」といった枠組みです。生徒たちはこれらの概念を物差しとして使い、自身の論理を構築し、相手を説得しようと試みます。

しかし、この手法には明確な反省点もあります。以前、立命館大学の太谷先生のご講演を拝聴した際に痛感したのですが、ディベートという「勝敗」が決まる形式を採る以上、どうしても賛成と反対の間に広がる「グラデーション」が切り捨てられてしまう懸念があるのです。私が本来目指しているのは、単なる論理展開の良し悪しを競うことではなく、思想を通じて「他者の世界の見方」を知り、その核心に触れることです。ディベートは論点を整理する上では親和性が高いものの、一歩間違えば「勝った方が正しい」という簡略化された答えを生徒に与えてしまいかねません。この「二項対立」の枠組みの

中で、他者の世界の細やかな彩りや、割り切れない葛藤が薄まってしまうという危機感は、大きな課題です。

▶実践②：演劇的手法による「問い方」の探求

外側： ディベートの他には、演劇的手法を用いて授業を行っています。本校は演劇部が関東大会にも出場している学校であり、また三年生も文化祭で全員劇をやっている関係で、舞台や演出機材が整っています。そういった背景と、平田オリザさん（本校OB）が著作の中で触れられていた、演劇が持つ「他者の世界を知る力」に大変魅力を感じ、かねてより興味があった演劇の手法を実践に取り入れています。

演劇は、見る側はもちろん、演じる側はシナリオを作る際も、それを演じようとするときも、他者の世界を「見よう」とします。このことが、これまでお話ししてきた私の授業のコンセプトと親和性が高いと強く感じています。

劇のシナリオ作成については、7月の考査後から授業の中で少しずつ準備を進め、約半年かけて取り組んでいます。大きな流れとしては、7月にテーマ決めを行い、テーマは主に「法」「政治」「経済」に関わる事項から選んでいます。

例えば、法については「多様な契約及び消費者の権利と責任」「司法参加の意義」など、政治については「国家主権・領土」「国際社会における我が国の役割」など、経済については「雇用と労働問題」「国際社会における貧困や格差」などをテーマとして設定しています。

シナリオの提出は12月、リハーサルは1月末から2月初旬にかけて行い、2月中旬からは3回の授業を使って発表を実施しています。

授業では、主題ごとにグループでシナリオを作成し、12分間の劇を上演します。シナリオ作成にあたって生徒に課している条件は、①皆が大きく関わる社会課題をテーマにすること、②観る者の「当たり前」や価値観を揺さぶる「問い」を必ず設けること、です。シナリオを書き、役を演じる過程で、生徒は必然的に「自分ではない誰か」の視点から世界を眺めることとなります。このプロセスこそが、私の授業で最も大切にしている「他者の世界を知る」ことにつながります。時に生成AIも活用しながら、生徒たち

は必死に「問い」を練り上げます。私もその添削に加わりますが、そこでは私自身も、生徒と共に「社会に対して、どのような問いを立てることができるのか」を学んでいます。

これまでの私の授業の中では、「改善策の提言」や「法案の是非」といった「判断」に重きを置いてきました。しかし、こうした展開は、どこかに「正解」の線を引き、結果として「正しいもの」と「正しくないもの」の分断を生んでしまう危うさがあることに気づかされました。その線引きから漏れ、言葉にできない「違和感」を覚えていた生徒もいたはずで

す。大切なのは「あるべき姿」という答えを出すこと以上に、「あるべき姿を問う際に、私たちはどう問えばいいのか」を生徒と共に考えることではないか、と今の私は考えています。

いろいろと事前にいただいていたご質問などに答えきれてないところはあると思うのですが、それについては改めて、答えていきたいと思います。以上になります。

橋本： 外側先生ありがとうございました。さて、本報告に関しては、倫理分野をご専門にしている澤田先生から、ぜひコメントいただければと思います。よろしくお願いします。

國學院大学 澤田浩一（以降、澤田）

外側先生ご報告ありがとうございました。「公共」のそもそものお話も少しさせていただきながら、コメントさせていただきたいと思います。

▶「公共」における共同体主義の捉え方

澤田： 中学校の社会科学公民的分野の学習指導要領解説では、「対立と合意」と並んで、とりわけ「効率と公正」が強調されています。高等学校で新科目「公共」を設置する際に



は、中学校の「効率と公正」から高等学校の「幸福、正義、公正」の学習へとどうつなげていくかが課題でした。そのため、「行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方」と「行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方」という枠組みが示されたわけです。その時に課題として出てきたのは、外側先生がおっしゃったような社会の当たり前、それぞれの社会が持っている特殊な性格です。いわゆる共同体主義的な考え方に繋がっている部分です。規範倫理学には三つの考え方があり、義務論的な考え方と帰結主義的な考え方だけでなく、徳倫理的な考え方もあります。「公共」の学習は中学校の学習の延長上にあるので、徳倫理的な考え方への配慮も求められないものかと考えました。

公民科の解説では、「行為の動機については、個々の動機に留まらず、行為者をもつ性格や態度などと関連づけて考えていくことにより、人間としての在り方生き方について考えていくこと、これら二つの考え方のみが行為の選択・判断の基準ではなく、他の考え方もあることに留意することが大切である」と示されています。

外側先生からいただいたご指摘にあるように、自由はやはり個人の問題が中心です。ロールズの自由主義（リベラリズム）だけを取り上げ、ノージックの自由至上主義（リバタリアニズム）はともかく、社会全体の幸福を考えるのですからサンデルの共同体主義（コミュニタリアニズム）が、「公共」の大項目Aに取り上げられないのではとの危惧がありました。

外側先生は、社会学がベースということで、社会の「当たり前」に焦点を当てていくという問題意識を最初から持っていらっしゃるの、社会の中にある文化的特殊性を授業の中に取り込んでいただけているのかなと思いました。実際の授業では、その点についてどう工夫しているのでしょうか。ぜひ、うかがいたいです。普遍的な「べき」を問題にする義務論の考え方、外側先生の言い方を借りれば、本質主義的な考え方と「個人」の幸福を重視する考え方ばかりでなく、共同体主義の共通善への眼差しが「公共」に取り込んでいるかが気になっているわけです。外側先生のお考えをお聞かせください。

外側： はい、ありがとうございます。「公共」の授業において自己決定権を扱う際、私は必ず「共同体主

義（コミュニタリアニズム）」の視点を提示し、私たちの「個人の自由」や「自己決定」の真実味を問い直させています。特に生命倫理を題材としたディベートでは、ある決断が本当に「自分自身の自由な意志」によるものなのか、あるいは自分が所属する共同体や、無意識のうちに内面化された文化的背景によって「決断させられている」ものなのか、その境界線を意識させることを重視しています。高校生に対しては少々厳しい問いかもしれませんが、一見、自分の判断で選んだ選択であっても、その根底には共同体の価値観や規範が深く根を張っているのではないかと…「真なる自己」による決定など果たして可能なのか…こうしたことを問いかけています。

澤田： 外側先生のご発表を聞いて、評価したいのは、抽象的な二つの考え方、「行動の結果である個人と社会全体の幸福を重視する考え方」と「行動の動機となる公正などの義務を重視する考え方」について、いきなり説明せずに、これらの考え方が生まれた背景と考えられる社会、文化について生徒たちに考えさせている点です。思考の枠組みの話をする前に、これらの思想の背景を押さえていることです。自分たちの当たり前、暗黙に前提としている考え方について、反省的な眼差しを向けることができているのではないかと思います。

二つの考え方を、現在の行為の問題だけで取り上げると、社会や文化の視点が抜けてしまいかねません。新科目「公共」においても、個人の視点だけでなく、社会の視点にも配慮し、二つの考え方が確立した歴史的経緯とその背景となった社会状況についても目配りをして授業しているのはありがたいなと思います。

見方・考え方も、表面的に捉えて授業すると、安直な流れになってしまうと思います。思考実験も今回の学習指導要領で明記され、考え方について分かりやすく授業できると思います。とはいえ、社会の本質を踏まえた検討がともなわないと、社会の視点が落ちてしまわないか心配です。外側先生が言われたように、新科目「公共」では社会の本質的なところを見極めなければなりません。「公共」にとって、外側先生の問題意識はとても大事であると思います。

編集部： 澤田先生、どうもありがとうございました。

編集部からもご質問させていただきます。

外側先生が、ディベートや演劇的手法など、ちょっと時間をかけて授業されていると感じたのですが。とすると、そのカリキュラムマネジメント的には、年間どのような整理になっているのでしょうか。大項目Aの公共の扉分野だけでも、ご授業内容がとても広がりすぎないか、といったところがちょっと気になりました。

橋本： そうですね。私としては、大項目Bもね、どのぐらい深くできているのかとか、細かいことを言うとう気になりますね。

外側： ご質問ありがとうございます。カリキュラムの配分としては、大項目A（公共の扉）の内容をおおむね1学期で終えるペースで進めています。2学期から3学期にかけては、すべて大項目Bの領域に充てています。そのなかで、ディベートと劇の両方を取り入れており、ディベートは2学期前半、劇は3学期末に実施しています。

とはいえ、限られた時間数の中で内容面の深掘りとディベートなどの活動を両立させるため、授業運営では生徒の自主的な努力に助けられている側面もあります。

具体的には、教科書の該当箇所については「各自でまずは読んで、理解する」ことを基本とし、私が教え込む時間は最小限に留めています。

その分、浮いた時間を活動の準備や、内容面のエッセンスを整理して教授する時間に充てています。本校の生徒たちは、自主的に知識を補完できる学習能力を持っています。だからこそ、彼らの主体性を信頼し、ある意味では「甘え」させてもらいながら、活動中心の授業を実現しているわけです。

もちろん、活動ばかり行って、「公共」の内容項目を疎かにすることはしていません。基礎的な理解を前提とした上で、それでも疑問点が出れば授業内やそれ以外の時間を使って補足しています。

▶「問い続ける」難しさ

橋本： なるほど、どうもありがとうございます。それで1点伺いたいだけけれど、「問い続ける」というのが結構難しい話なんだなというところは、常に思っているんです。教科研究の中では、大きな単

元ベースで授業を作っていくということがこのところ言われていますよね。さらに、子どもたちが問いを立てて追求していくプロセスも大事にされています。その中では、やはり仮説的な答えを見つけていくっていうところがありつつ、さらに次の問いを考えていくっていう発想を、想定はされているわけです。だけど現実ね、やっぱり問いを見つけていくっていうのは難しい作業だから、それを授業の中でね、意識的に入れて取り組んでいるってところがありますよね。ただ「問う」ということと「問い続ける」というところは多分違うと思うんだけど、その辺りはどのようにお考えになっているのでしょうか。

外側： 事前にお話をいただいた際の質問項目の中に、「主体的に学ぶことができない生徒が多いか」という質問がありました。これについて考えたときのことが、回答になると思っています。

「何をもって主体的と呼ぶのか」と考えた際に、「与えられたことを真面目に自分からしっかりこなす」ことが主体的だとするならば、それができる生徒は、本校にはとても多いと思います。

しかし、「何もないところから何かを問おうとする」とか、「自ら問いを生み出そうとする」生徒が多いかと問われたら、それに対しては明確に「NO」であると言えます。ただ、これはおそらく「問うことができない」というよりも、その「やり方を知らない」のだろうと、これまで授業実践しながら感じてきました。善悪などの二項対立のような問いを立てることは上手ですが、それ以外の「問いの立て方」はトレーニングしていかないといけない、という実感を持っています。

だからこそ、この「公共」という科目で一緒にトレーニングしていきたいと思っています。

編集部： 外側先生、お疲れ様でした。意欲的なご報告をどうもありがとうございました。

*「公共を検証する②」は、本冊子リサーチにて、次回掲載を予定しています。政治・経済の分野について、他科目との連携についてなどの内容で、ご報告を整理してまいります。

◎令和8年度用の公共科教科書内容で、客観的な事情による主要な更新事項について整理し、解説いたしました。ご授業の参考としてご活用ください。

●東南アジア諸国連合 (ASEAN) に東ティモールが加盟

(035-902 前見返し 右下表)

2025年10月26日のASEAN首脳会議で、東ティモールの加盟が正式に決定。新規加盟は1999年のカンボジア以来26年ぶり。東ティモールの加盟により、加盟国数は11か国になり、東南アジアの11か国すべてが、ASEANに加盟した。東ティモールは、オセアニア州のティモール島の東側に位置し、第二次世界大戦後インドネシアに併合されていたが、2002年に独立した。人口140万人、1.5万平方キロの島国である。GDPは約20億ドルとアジアの中でも貧しい国のひとつ、ASEANへの加盟による投資や貿易の拡大がめざされている。

●鞆の浦の景観訴訟 代替案としてのトンネルが開通

(035-902 p.72 図2)

広島県福山市の鞆の浦は、その歴史的遺構や景観の美しさが有名な港町である。県や市の開発計画によりその埋め立てが予定されたが、2007年、地元住民が歴史的景観の利益とその保護を訴え、工事の差し止めを請求する訴えをおこした。2009年、広島地裁は工事着工を差し止める判断を示し、県は判決を不服として控訴したが、2012年には埋め立て工事を撤回し終結した。その後代替策としてトンネルの建設が進められ、2025年3月30日に「鞆未来トンネル」が開通した。

●アメリカの大統領 第47代にトランプ氏が就任

(035-902 p.77 図6 / 035-901 後ろ見返し)

アメリカ合衆国では、2024年11月5日に大統領選挙が実施された。共和党のドナルド＝トランプ氏が大統領に選出され、2025年1月20日、ジョー＝バイデン氏(民主党)に代わり、4年ぶりに第47代大統領に就任、政権に復帰した。復帰後は、関税の引き上げなどを世界各国相手に展開している。

●日本の首相に高市氏が就任。初の女性首相に

(035-902 p.80 図1 / 035-901 後ろ見返し)

2025年10月21日、高市早苗氏が第104代内閣総理大臣に就任。日本で初の女性首相が誕生した。現行憲法施行から78年、高市氏が初めて自民党総裁選挙に立候補してから4年かかった。就任後は、国民からの高い支持を集め、その支持を背景に、2026年1月23日、高市首相は通常国会の冒頭で衆議院を解散した。2月8日の衆議院議員総選挙では、自民党が3分の2議席を獲得し、2月18日に特別国会で第105代首相に選出された。

●日本電信電話株式会社 (NTT) が正式社名を NTT 株式会社に変更 (035-902 p.120 図1)

1985年、日本電信電話公社(電電公社)が民営化した後は「日本電信電話株式会社」を正式社名としていた(「NTT」は通称)。事業内容がIT・通信・情報技術など多岐に及ぶなか、社名と事業内容との齟齬が懸念されていた。2024年10月

にNTT法が改正されて、名称変更が可能となったのを受け、2025年7月1日、40年ぶりに社名を変更し、「NTT株式会社」となった。

●商工組合中央金庫 (商工中金) の民営化

(035-902 p.123 図4)

政府系金融機関の商工組合中央金庫(商工中金)は、完全民営化方針が決定していたが、2025年6月13日に、改正商工中金法が施行、民営化に完全移行した。2024年7月、2025年1月、2025年4月に政府保有株式の一般競争入札が実施され、政府保有株式は売却された。大部分を商工中金が自己株式取得した。

●2025年度予算 2度の修正をへて成立

(035-902 p.128 図1 / 035-901 p.174 図1)

政府当初予算案は2024年12月に提出され、少数与党のもと野党の協力を取りつけるため修正を重ね、2025年3月4日に衆議院を通過した。さらに参議院でも再修正されて3月31日に衆議院の同意をえて成立した。予算案が審議過程で衆参両院で修正され、衆議院の同意を得て成立したのは、現行憲法下では初。

歳出では高齢化の影響で社会保障費が38兆2938億円、防衛力の抜本的な強化に伴い防衛関係費が8兆6691億円(GDPの1.34%)と、過去最大となった。

●育成就労制度の設置 (035-901 p.154 注1)

2024年6月に改正された出入国管理法によって、30年近く続いてきた「技能実習制度」は廃止され、「育成就労制度」が新たに導入されることとなった。この制度によって就労を通じた人材の育成や確保を目的とする、「育成就労」という新たな在留資格が設けられた。2027年に施行される。

●下請法の改正、取適法に (035-902 p.141 アプローチ)

中小企業などが業務を受託する際に、委託事業者が一方的に代金を決定することなどを違反とする、中小受託取引適正化法(取適法)が2026年1月1日から施行された。中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護のための法律として、下請法が改正された形となる。

●BRICSの加盟国増加、10か国に

(035-902 p.169 図3 / 035-901 p.198 図1・2)

BRICSとは、もとはアメリカの大手金融会社ゴールドマン・サックスが、今後大きな成長が見込まれる国々としてブラジル・ロシア・インド・中国の頭文字を取ってBRICSと総称し、のちに南アフリカを加えてBRICSと呼ばれるようになったものであった。その後、世界的な金融危機などの発生から、首脳会議を開いたり、BRICS銀行(新開発銀行)を設立したりするなどの活動を行うようになった。2024年1月1日にイラン・エジプト・エチオピア・アラブ首長国連邦が、2025年1月6日にはインドネシアがBRICSに加盟したと発表された。2026年4月現在加盟国は10か国に。



〈生きるチカラ! 法教育〉 高校生向け法教育リーフレット

「18歳を迎える君へ」がデジタルブックに!!

法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」

情報提供 清水書院編集部



法務省では法教育(法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育)を推進している。平成28年6月の選挙権年齢の引下げや、令和4年4月からの成年年齢の引下げ、さらには裁判員対象年齢の引下げに伴う法的なものの考え方を養う教育の必要性は高まっている。

特に成年年齢引下げに関しては、高校在学中の高校生自身に関わる問題として対策が必要であり、契約や消費者保護の前提となる私法の基本的な考え方を学ぶためにも、法教育としてのアプローチは必須であろう。

こうしたなか法務省は文部科学省協力のもと、成年に達する年齢を間近にした高校生を対象としてリーフレット「18歳を迎える君へ」を作成している。契約を題材として、私法の基本的な考え方を伝えるとともに、権利・義務の主体として能動的に行動す

ることの意義や法的なものの考え方を学ぶためのリーフレットである。

さらに、令和8年4月、このリーフレットを、学校現場でのICT活用の普及に合わせて、**デジタルブック**として刷新し、提供を開始した。

各ページには、問題提起のためのわかりやすい導入動画が配置され、法教育推進協議会が制作した従来の解説動画等とも連携している。さらに情報提供サイトへのリンク、教材へのリンクなど盛りだくさんである。教員に限られた授業時間内で活用しやすいよう、動画も数分でまとめられており、タブレットを活用した授業・学習ができるよう工夫が凝らされている。今後、生徒の自主学習など幅広い場面で活用が期待される。

デジタルブックは**法務省ウェブサイト**の**法教育ページ**(右QR)から閲覧可能となっている。



デジタルブックのページ構成

▼リーフレットのデザインはほぼそのまま

1 18歳と17歳で何が違うの?

法律が改正され、「成年」となる年齢が18歳になりました。成年になると未成年者取消はできなくなります。

民法の改正

2018年(平成30年)6月に、成年年齢を18歳に引き下げたことなどを内容とする法律が成立しました。

2022年(令和4年)4月1日以降は、18歳で「成年」と扱われます。(※民法の一部を改正する法律)

契約における違い

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます(未成年者取消)。

成年になると、未成年者取消は適用されず、契約から生じる責任を課せなくてはなりません。

ひとりで悩まない! ここに連絡すれば専門家が相談に乗ってくれるよ!

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

伊豆電話からは 03-6745-5600

全国の弁護士会・弁護士会連合会

消費生活センター

188

導入動画を見る

この絵がある箇所にはリンクされた内容がある

解説動画を見る

法テラスHP

▼新たに作成された導入動画

① 18歳と17歳で何が違うの?

民法の改正

改正前
民法第4条
年齢20歳をもって成年とする

改正後
民法第4条
年齢18歳をもって成年とする

18歳が成年年齢となったよ

高校生向けリーフレット動画: ①18歳と17歳で何が違うの?

18歳を迎える君へ

成年と未成年でなにが違う?

香川大学法学部准教授 望月 航

未成年者引下げに向けた高校生向け法教育リーフレット解説動画: 成年と未成年でなにが違う?

▲これまでに作成されている解説動画

▲QRコードからは外部サイトへリンクされている